

市長会から選出する各種団体役員等の役職

1 全国市長会役員等の選出について

(1) 全国市長会役員

理事 2名（任期1年）

評議員 4名（任期1年：ただし、長野県では慣例により2年）

※第84回全国市長会議（6／4）において選任

(2) 国民健康保険対策特別委員会委員

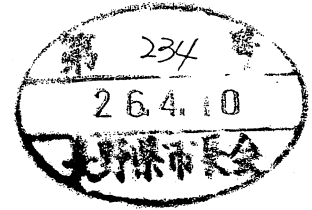
委員 1名（任期2年：ただし、現市長在職中は、継続して就任）

※第84回全国市長会議（6／4）において選任

2 市長会から推薦する各種団体等の役職について

・ 長野県森林審議会委員

委員 1名（任期2年：H26. 6. 1～H28. 5. 31。市長会では、慣例により副会長を推薦）

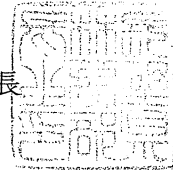


26 森政第 25 号

平成 26 年 (2014 年) 4 月 10 日

長野県市長会長 様

長野県林務部長



長野県森林審議会委員の推薦について (依頼)

平素は、長野県森林審議会の運営につきまして、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、県には、森林法の規定に基づき、地域森林計画案等について審議を行う長野県森林審議会が設置されています。この長野県森林審議会の委員の任期が、平成 26 年 5 月末日をもって満了いたします。

つきましては、御多用中のところ誠に恐縮ですが、同審議会の委員について、貴会から、1 名御推薦いただきますようお願い申し上げます。

また、推薦にあたりましては、推薦書・同意書 (別紙) を 4 月 30 日 (水) までに、長野県林務部森林政策課あてに送付していただきますようお願い申し上げます。

なお、任期については、任命の日から 2 年間で予定しております。

林務部 森林政策課 森林計画係
課長：小田切 昇 担当：塚平 賢治
電 話：026-235-7269 (直通)
F A X：026-234-0330
Eメール：rinsei@pref.nagano.lg.jp

森林審議会について

長野県林務部森林政策課

1 森林審議会の内容

- ① 森林審議会は、森林法及び森林法施行細則（別添参照）に基づき長野県知事が設置する審議会です。
- ② 審議会に、森林の保全に関する事項を審議するため、部会（保全部会）を置いています。
- ③ 審議会の委員は10名で、任期は2年間です。
- ④ 今回の任期は平成26年6月1日から平成28年5月31日までとなっています。
- ⑤ 会長は、委員の互選により決めます。保全部会長は会長が指名します。
- ⑥ 審議内容は、森林法等に基づく知事の諮問に応じた答申と、関係行政庁への建議です。

2 諮問内容

(1) 審議会

- ① 県内の民有林を5地域に分け、毎年1地域ずつ（1地域では5年に1回）策定される地域森林計画（今後10年間の森林・林業の計画）の樹立
- ② 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林整備保全重点地域の指定

(2) 保全部会

- ① 10ha以上の森林の開発行為の許可
- ② 1ha以上の保安林の解除
- ③ 森林病虫害防除の実施基準の策定・変更、対策地域の指定・変更

3 審議会開催予定

(1) 審議会

- ① 年間2回の開催を予定しており、例年9月中旬に現地検討会、12月中旬に会議を開催。（H26年度の検討会は長野・北信管内、H27年度は松本・北安曇管内を予定）
- ② 森林整備保全重点地域の指定の審議が必要な時に開催。（近年実績なし）。

(2) 保全部会

- 案件が生じた際に開催。

4 平成25年度開催実績

(1) 審議会

- ① 平成25年9月12日～13日：千曲川上流地域森林計画樹立に関する現地調査及び検討会議を佐久・上小管内で開催。
- ② 平成25年12月11日：千曲川上流地域森林計画樹立に関する審議会を県庁で開催。

(2) 保全部会

- 9月に林地開発許可、3月に森林病虫害防除実施基準についてを議題に開催。

5 その他

- ① 委員にかかる報酬は、日額12,800円です（2,560円の所得税が控除されます）。
- ② 報酬とは別に審議会出席に必要な旅費等が原則実費で支給されます。